

令和4年度 第2回四條畷市 いじめ問題対策連絡協議会 議事 要録

日 時	令和4年12月16日(金) 午後2時00分～
場 所	四條畷市役所本館3階 委員会室

(出席者) 小寺会長・山崎副会長・船木委員(保科委員の代理)・鉄委員・木下委員・太田委員・田中委員・中西委員・広谷委員・勝村委員(順不同)

(欠席者) 池田委員

## 1. 開会

事務局：(会議成立要件の報告)

資料の確認

小寺会長：挨拶

## 2. 議事

小寺会長：それでは案件1の議題から進めてまいります。「市内小中学校におけるいじめ問題の状況と課題について」ですが、資料の説明を受ける前に、本日は急遽いじめに関してお聞きしたいことがあります。

つい先日のことですが、保護者の方からいじめの事案に関して、子ども政策課あて、いじめ問題対策連絡協議会に対して、お声が寄せられました。

いじめ問題対策連絡協議会は、関係する行政機関や子どもに関する団体、市が連携を図り、いじめの未然防止のため連絡共有や協議を行うことが目的となっており、個別事案については教育委員会と学校で連携して対応することになりますので、個別のお話は本協議会でいたしませんし、個人情報保護の観点もありますので、お話しできる範囲で、いじめの事案への対応についてどのように実施されているのかご説明いただけますか。

事務局(教育支援センター)：現状についてお伝えいたします。「四條畷市いじめ防止対策基本方針」に基づき、各学校がいじめの防止等のために策定している「いじめ防止基本方針」に則り、学校に校内委員会を設置し、いじめの態様や子どもの人間関係、教職員の対処など事実関係の調査を始めており、教育委員会が学校に指導・助言を行いながら進めているところです。

小寺会長：現在、対応を進めていただいているということで、教育支援センターから説明がありました。「四條畷市いじめ防止対策基本方針」は、「いじめ防止対策推進法」が施行されたことを受け、定められていますが、引き続き、基本方針に基づき、子どもを守るため、いじめ解消に向けて、教育委員会と学校で連携しながらしっかりと対応をお願いします。

それでは、案件1の「市内小中学校におけるいじめ問題の状況と課題について」、事務局から説明をお願いします。

## 案件1「市内小中学校におけるいじめ問題の状況と課題について」

事務局(教育支援センター)：説明

○いじめの認知件数の推移(年度別、実人数)

・いじめの認知件数の推移のグラフについて

今年度については、7月までの件数を表している。10年ほど前から比較すると、小学校での積極的な認知が先に進んでいたが、ここ3、4年は中学校での積極的な認知が進んでいる状況で、中学校での件数が増加している。件数は増加している現状ではあるが、積極的な認知が進んでいるということで、小さな事案の段階からいじめを捉えていき、各担当が個別確認をし、丁寧に対応して解消するまで見守っている。積極的な認知によって大きな事態を防いでいると考えている。

・小中学校の経年変化と千人率の表について

千人率の割合は、全国、大阪府と比べて非常に高い状況にある。積極的な認知を進めているため、高い数値になっていると捉えている。

千人率については令和元年度と2年度においては、学校ごとにばらつきがみられたが、令和3年度と4年度(7月まで)については、学校ごとの件数に大きな差がなくなってきた。これは、どの教師もいじめを認知できてきたためと捉える。これまでは、学校や教師の意識に差があり、このくらいはいじめではないというような主観が見られたが、法に基づいて、被害者に気持ちの面で負担・ストレスがかかった場合にはいじめであるという認識が広まった結果だと捉えている。

小寺会長：ただいまの内容につきまして、ご意見やご質問はございますか。

森田部長：いじめ認知件数の千人率についての説明の中で、以前は認知の基準が学校によって異なっていたとありましたが、令和3年度頃から法に基づいた考え方で捉えられるようになり、認知件数が各学校で安定してきたという解釈で間違いはないでしょうか。

事務局(教育支援センター)：おっしゃるとおりで間違いございません。

山崎副会長：学校によっていじめがあったときの改善策、教職員の動きは違っているのでしょうか。

いじめの件数が減るような取組みについて共有はしていますか。

事務局(教育支援センター)：いじめの未然防止の考え方はどの学校も大切にしています。いじめを予防するために道徳や人権教育を通して、人の気持ちを考える、色々な人がいるということを学ぶ機会を作っています。また、学校行事や授業改善の中で自己肯定感を高め、未然防止につながっていると捉えています。対応の面においても、担任、授業教員が目の前で起きた出来事について認知し、組織的に共有しています。

中西委員：いじめの認知件数については、「いじめ防止対策推進法」に則ってということでしたが、ストレスの被害を受けた人が心身の苦痛を感じた段階でいじめと考えるということでも正しいでしょうか。

事務局(教育支援センター)：お示しのとおりです。

小寺会長：他にご意見等はございませんか。無いようですので、案件2「各主体によるいじめ対策の取組みについて」に移ります。それぞれの主体で行っておられる取組みについてご紹介ください。

いじめ防止基本方針には「市職員や地域住民がいじめの相談を受けた場合は、学校や教育相談室への通報その他適切な措置を取るものとする」とされていますので、そのような相談実績があれば、教えていただければと思います。

次第にありますように、令和4年度の取組みや今後の課題等についてお話しください。

## 案件2「各主体によるいじめ対策の取組みについて」

山崎副会長：四條畷市民生委員児童委員協議会では主任児童委員が子どもの活動についてよく把握しています。地域によっては、朝11時頃に学校に行く子どもを見かけるという話を時々聞きます。いじめではないとは思いますが、集団登校で通えていない子どもについて心配だという報告を受けています。

森田部長：そのような子どもの姿を見かけた時に、声をかけるようなことはありますでしょうか。

山崎副会長：声をかけているようですが、子ども自身がそんな時間に歩いていることへの抵抗があるようなので、あまり対応してくれないと聞いています。家庭の事情もあるかもしれませんので、見かけた時には安全に登校できるように見守っているということです。

森田部長：学校ではそのような状況の子どもを把握しているのでしょうか。

鉄委員：小中学校生活指導研究協議会として会議に参加しております。各学校とも遅れてくる子どもについては把握しています。家から連絡があつて遅れてくる子どももいれば、いつも昼前に登校してくる子どももいます。改善できるように保護者と連絡を取っていますし、小中学校生活指導研究協議会の中でも情報共有しています。

山崎副会長：昼間であっても子どもが一人で登校することは危険だと感じます。

鉄委員：小学校については遅れる場合には保護者の方に送っていただくようお願いはしています。付き添いができていないことも把握したうえでできる範囲での対応をしているところです。

橋垣委員：青少年指導員として会議に参加していますが、主任児童委員もしております。学校が始まっている時間に歩いている子どもがいるという報告を地域の方々から受けました。学校には常に報告をしていて、連携を取っています。学校側が把握していて、私たちには入り込めないところがあるので、地域の方々には「学校に行きなさい」というような話ではなく、事故がないような見守りをしていただきたいという安全確保をお願いしています。

小寺会長：今のご報告について、ご意見等ございませんか。

広谷委員：いじめ防止の話し合いの場ですので、不登校について取り上げるところではないと捉えています。補足いたします。

学校としましては、小学校では遅れてくる子どもへの登校の付き添いを保護者をお願いしています。欠席の連絡がなく休んだ場合には保護者に連絡を取りますが、「毎日連絡しないで欲しい」と重荷になるケースや、「子どもが一人で登校してきている」と言われるとしんどくなる保護者がいるような現状があることをお伝えいたします。子どもが一

人で登校してくることを認めているわけではありませんので、学校としても様々な働きかけをしていますが難しい状況があります。

小寺会長：四條畷警察の取組みについてはいかがでしょうか。

船木委員：警察のいじめに対する基本的な考え方について読み上げます。

学校におけるいじめ問題については、教育上の配慮等の観点から、一義的には教育現場における対応を尊重しつつも、犯罪行為がある場合には、被害者等や保護者等の意向や学校における対応状況等を踏まえながら、警察として必要な対応をとっていかなければならない。特に、被害者の生命・身体の安全・財産が脅かされているような重大な被害が生じている事案、またはその疑いがある事案（重大ないじめ事案）がある場合は、捜査等を推進し、積極的な検挙・補導等の措置を講じていく必要がある。

一義的にはいじめの案件については学校で解決していただきたいです。学校が対応できない犯罪にかかる重大なものは警察が対応します。刑法に触れる窃盗、暴行などは当てはまりますが、「鉛筆を一本取られました」、「お弁当を食べられました」というような軽微なものについては学校に対応をお願いします。警察が対応するという事は、犯罪者として処分することになります。小学生、中学校 1、2 年生は児童相談所へ通告し、警察の記録に残ります。14 歳以上の中学生は内容によっては逮捕します。留置場、鑑別所、少年院に行きます。そこまでいかななくても犯罪者として記録に残ります。警察の記録は 2 つあり、非行歴と犯罪歴があります。非行歴は 20 歳になると消えますが、犯罪歴は一生残ります。いまだに、学校の先生から、学校外のことなので関係ありませんと聞くことがあります。学校でいじめがあつて、学校の外に出た途端に殴られたらいじめではないのでしょうか。SNS で悪口を投稿されたら、学校は関係ないのかというと、そうではありません。先ほど報告していただいた統計で、これだけの数が上がっているということは、様々なケースを把握されているのだと思います。学校に関係ないものではないと思いますので、学校で対応していただき、対応できないものを警察で事件として扱いますのでよろしくお願いします。

四條畷警察署で検挙した少年犯罪の統計の話ですが、私は 7 年前に四條畷警察署に came ました。その当時、平成 27 年は刑法犯（殺人、傷害、窃盗、横領など）がとても多く、1 年に 100 人以上捕まっていました。それ以来、数が減ってきて令和 2 年に 36 人まで減りました。しかし昨年 56 人に上がりました。今年、11 月までの時点で 70 人を超えています。この数は、大阪府下で大きな警察署もある中で、四條畷警察署が一番多い状況です。治安が悪い、少年非行が進んでいる地域ということで危機的な状況です。昔は、「検挙に勝る防犯なし」という表現をよく使いましたが、今は、抑止に重点を置いています。警察が行っている抑止は、非行防止教室です。本部から通知がきて、大阪府からも小学校高学年に受けてもらうように通知があるはずですが、一番少なかった令和 2 年はコロナのためにできなかった学校がありました。そこから再開していない学校が四條畷市にあります。非行防止教室を受けたからといって、抑止につながらない場合もありますが、つながる場合もあります。警察の人が言っていたからやめておこうと思う場合もあります。実際にあった話ですが、友だちとけんかをして SNS に母親のタブレットから小学生が「包丁を持って生徒を殺しに来てください」と書き込みをしました。自分だと

わからないと思ったから書き込んだと言っていました。実際に殺しに来た人はいませんが、今の世の中では、本当に来る人がいるかもしれない。非行防止教室では、そんなことをしたら誰が投稿したかわかるという話をします。非行防止教室を受けていたらそんな投稿をしなかったのではないかなと思います。

小学5年生に向けて枚方少年サポートセンターでは万引き防止の紙芝居、小学6年生には四條畷警察署が非行防止・いじめ全般の話をしています。子どもたちは真剣に聞いていますので、必ず受けていただくようお願いします。また、警察OBがスクールサポーターとして、大東市、四條畷市を回っています。ぜひ活用してください。

小寺会長：非行防止教室を受けたか受けていないかで子どもの意識が変わるようですので、よろしくをお願いします。

広谷委員：非行防止教室をまだ受けていない学校については伝えていきます。府からの通知では、小学5年生は必須で、6年生については学校と警察が相談して実施するということでしたので、受けられていない学校があるのかもしれませんが。新型コロナウイルス感染症が出る前までは夏休み前や冬休み前にねらいをもって非行防止教室を受けていました。新型コロナウイルス感染症が影響して色々な行事ができていない現状があることをお知りおきいただいていると思いますが、非行防止教室についても受けていけるように指導してまいります。学校の中で業務が多忙になっているために、いじめを放置してよいのかということではありませんし、学校外のことは学校外のことと捉えるのかというような厳しいお言葉をいただきましたので、きちんと指導してまいりたいと思います。

船木委員：検挙の件数が上がっていますので、府下で一番多いという危機的状況を共有していただき、小学生の頃から非行防止の意識を持っていただきたいと考えます。

小寺会長：学校の状況等を考えながら、ご指導よろしくをお願いします。

いじめ問題とは話が異なるかもしれませんが、私からも質問をさせていただきます。文部科学省から、支援学級在籍児童が社会性を高めるため、インクルーシブ教育のように通常学級で過ごす時間を増やすようにという通知がありました。四條畷市ではどのようにお考えでしょうか。

広谷委員：教育委員会と学校、支援学級在籍児童の保護者の3者で学びの場を見直す機会を8月から11月までの3ヶ月間の期間を設けて話し合いました。

鉄委員：支援学級に在籍している子どもたちの現状を見直し、どの状況が最善なのか保護者を交えて話し合いました。来年度以降、支援学級で過ごすのか、通級指導教室で支援をするのか、通常学級で合理的配慮、基礎的環境の中で学びの場を設定するのかを国、大阪府からの通知を基に保護者に説明して、一人ひとりに合わせた環境で過ごすように検討しています。

小寺会長：ありがとうございました。他に何かありますか。引き続き、それぞれの主体で行ってられる取組みについてご紹介ください。

橋垣委員：青少年指導員がいじめになる前に止めるという目的で、3中学校区に分かれて、夏休みにパトロールを実施しました。新型コロナウイルスの感染が多く中止した校区もありましたが、西中学校区では、2週間に1度、3ヶ所に分かれてパトロールをしました。夜、中学生を2名見かけたので、早く帰るようにという指導をしました。また、生駒市で火花大会があったそうですが、市内の小中学校の子どもがたくさん参加していたので、その日

に合わせてパトロールをしました。今までは深夜パトロールは夏休みだけの実施でしたが、夜の徘徊が多いという情報が地域からありましたので、冬もパトロールをしていこうという話になりました。キャンプなどの行事も新型コロナウイルス感染症のために中止になっていて、子ども同士のふれあいやつながりが減り、ストレスを感じている子どもが増えているように感じます。何か発散することを考えていかなければならないのではという話が出ています。

小寺会長：学校や教育委員会で冬休みに入る前に取り組んでいることはありますか。

鉄委員：小中学校生活指導研究協議会では長期休み中に気を付けるべきことについてプリントを配布しています。橋垣委員のお話しにもありましたが、学校での子どもの様子を見てみると、行事等が削減されてストレスがたまり、様々なトラブルが起こっているような現状があります。修学旅行、体育大会などの子ども主体の行事を経験すると、子どもたちがつながり、クラスがまとまり、落ち着いて学校生活を楽しく送れると感じています。また、保護者と学校、保護者同士においてもつながりが大切だとコロナ禍を経て痛感しているところです。できる行事や取組みを増やしていくことで、いじめの未然防止にもつながるだろうと思います。

早期発見の取組みについては、学期ごとにいじめのアンケートを取り、子どもの申告を基に関わっていきます。小学1、2年生が嫌なことを感じた申告することが多いのですが、しっかりと認知して、トラブルにその場その場で対応しています。高い認知件数がすべていじめなのかということではなく、積極的に認知していることをご理解いただきたいと思います。また、子どもたちにとってインターネット社会が身近になっています。国のGIGAスクール構想で1人1台タブレット端末を渡しています。自ら興味のあることを学んでいける面もありますが、遠くに住む知らない人とつながって画像を送り合う、SNSに人の悪口を載せる、撮った写真を加工して載せるなどの負の面もあります。「10まで運動」という夜10時以降はスマートフォンなどの端末を使わないという取組みをしていましたが、学校からの宿題でタブレットを使うようになり、塾に行っている子は10時までに宿題ができないと聞きます。そこで、「自分も他人も傷つけない」というテーマで、タブレットなどの正しい使い方について知らせていこうと来年度チラシを配布できるように取組みを進めているところです。人と人とのつながりを構築できるような取組みが学校の中でできれば良いなと感じています。

森田部長：SNSを使ったいじめにつながるような行為はどのように発見するのでしょうか。

鉄委員：被害者の保護者から連絡が入ることが多いです。そこから子どもたちに聞き取りをしています。他市の中学生とのやりとりなどもあります。タブレットを使うなという時代ではありませんので、先ほど言いました、自分も他人も傷つけない使い方について考えていく取組みを進めています。

森田部長：機械的に制限をかけるようなことはあるのでしょうか。

鉄委員：制限をかけることによって、学びが広がらないこともあります。デジタルシティズンシップ教育というインターネットを適切に活用して、ネットワークの社会で責任をもって行動することを学ぶようにとされています。ただ、大きな失敗につながらないようにと制限をかけないといけない部分もあるとは感じています。

小寺会長：他にご意見はございませんか。

中西委員：子ども政策課は保育施設の担当です。いじめの事案はありませんが、保育施設での取組みとして、子ども主体の保育に力を入れています。子どもが興味や関心を抱いていることを保育者がピックアップして、みんなで調べたり深めたりする活動をしています。その中で自分の意見を言えるようになる、自分で考えて表現する、協力し合って進めるというような人間関係の基礎作りを構築しています。

また、保育施設での虐待が大きな話題になっているところですが、保育施設は子どもの安心・安全が最も配慮されるべき場所で、保育所保育指針等でも保育者は子どもの人権に十分配慮し、子ども一人ひとりの人格を尊重して保育を行わなければいけないと定められています。報道されているような事案が起きているようなことはあってはならないことですが、虐待とまではいかななくても、保育者の悪意のある言動は子どもたちが真似をすることがあるかもしれません。虐待について改めて保育施設に通知して発生防止に努めています。子ども同士のいじめにつながるものがないようにとも考えています。

小寺会長：今回の報道は保育現場の方にも大きな影響があったのでしょうか。

中西委員：丁寧な保育を進めている保育者の皆さんの気持ちを削ぐようなことがなく、改めて保育を見つめなおす機会になれば良いなと感じています。また、虐待防止を徹底していただきたいなと考えます。

小寺会長：他に何かございますか。無いようですので、事務局からお願いします。

### 案件3「その他」

事務局(子ども政策課)：今年度の「いじめ問題対策連絡協議会」につきましては、今回が最後です。なお、いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱期間は、令和5年3月31日までとなっていますので、委員の皆さまにおかれましては、今回の会議で任期終了となります。長期間にわたりありがとうございました。なお、来年度以降も継続して就任が可能な場合は、お手元の承諾書にご記入をお願いいたします。母体委員の異動等により変更が生じた場合は、お申出いただきますようお願いいたします。

庁内の委員の皆様につきましては、省略させていただきますので、来年度も引き続きよろしくようお願いいたします。

本協議会は、年2回の開催としておりまして、次回は子どもたちが夏休みに入る前ということで、令和5年7月頃を予定しております。また開催日が近づきましたら、案内文書を送付させていただきます。ご継続いただける委員の皆さまはご予約ください。事務局からは以上です。

小寺会長：そうしましたら、本日予定しておりました案件はすべて終わりましたので、四條畷市いじめ問題対策連絡協議会の審議は終了いたします。

事務局(子ども政策課)：小寺会長はじめ、委員の皆様どうもありがとうございました。

<閉会>